平成２３年（フ）第１６８号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目80番地
債務者　高司　芳生
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市上本町４番３号　滑川温泉302号
債務者　大平　光昭
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市西陵１丁目46番１―305号
債務者　森下　英樹
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
鹿児島県志布志市有明町伊崎田6027番地８
債務者　寶永とみ子（旧姓渕田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
茨城県行方市根小屋215番地
債務者　小澤　信一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７３号
長野県駒ヶ根市赤穂11678番地54
債務者　小暮　敏史
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７４号
長野県駒ヶ根市赤穂11678番地54
債務者　小暮　愛香（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７５号
長野県上伊那郡南箕輪村7459番地１　丸茂アパートＣ２号室
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７６号
長野県上伊那郡南箕輪村8306番地1319
債務者　松村　吉雄（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県駒ヶ根市下市場40番１号　レンガ館306号室
債務者　林　　政広
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第４６３号
奈良県大和郡山市小泉町2815番地　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター内、登録原票上の居住地大阪市生野区小路１丁目27番12号
債務者　岩村こと　許　　正憲
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
奈良県大和郡山市南井町57番地
債務者　阿比留弘實
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
松江市浜佐田町512番地１　椎の木ビレッジ９号棟202
債務者　鐘築久仁子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
徳島市住吉４丁目３番64―102号、旧住所徳島市住吉５丁目８番63号
債務者　胡麻　正義
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任177番地６
債務者　湯浅　昭代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４号
徳島県徳島市川内町中島283番地の３　酒伊剛方、旧住所徳島県徳島市南二軒屋町神成835番地16
債務者　井上　惠次
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９８号
徳島県徳島市南沖洲１丁目10番43―102号、旧住所徳島県徳島市西新浜町２丁目５番85―８号
債務者　原田　良彦（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部